



会社名 武田薬品工業株式会社
代表者 代表取締役社長 長谷川閑史
(コード番号 4502 東証第1部)
報道関係問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部
Tel 03-3278-2037

News Release

2012年5月7日

移転価格税制に基づく更正処分にかかる審査請求について

当社と米国アボット社との50:50の合弁会社であったTAPファーマシューティカル・プロダクツ株式会社(以下「TAP社」^{※1})との間の消化性潰瘍治療剤「プレバシド」の製品供給取引等に関する移転価格税制に基づく更正処分^{※2}については、2012年4月6日に、当社は、大阪国税局より当該処分により更正された所得金額1,223億円のうち977億円を取り消す異議決定書^{※3}を受領しました。

当社はその後、異議決定書の内容について検討してまいりましたが、原処分の取り消しが認められなかった部分の全額の取り消しを求める審査請求書を、本日、大阪国税不服審判所に提出しましたのでお知らせします。

※1 TAP社は2008年4月の会社分割により、武田アメリカ・ホールディングス株式会社(Takeda America Holdings, Inc.、当社の完全子会社、米国ニューヨーク州、以下「TAH社」)の100%子会社となり、2008年6月にTAH社の100%子会社である武田ファーマシューティカルズ・ノースアメリカ株式会社(Takeda Pharmaceuticals North America, Inc.、米国イリノイ州、以下「TPNA社」)と合併しています。なお、TPNA社は2012年1月に武田ファーマシューティカルズUSA株式会社(Takeda Pharmaceuticals U.S.A., Inc.)に社名変更しています。

※2 当社は、TAP社との間の2000年3月期から2005年3月期の6年間の製品供給取引等に関して、米国市場から得られる利益が当社およびTAP社間において当社に対して過少に配分されているとの判断のもと、2006年6月に大阪国税局から移転価格税制に基づく更正処分を受けました。本更正処分による地方税を含めた追徴税額は571億円であり、当社は2006年7月にその全額を納付しました。

※3 異議決定の結果、地方税を含めた更正処分時に納付済みの法人税等追徴税額と還付加算金を併せて、571億円が還付される見込みです。

以上